

徳島県規則第八号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第九十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。